

広域連合だより

発行 後志広域連合総務課

〒044-8588 虹田郡倶知安町北1条東2丁目

TEL 0136-55-8010 FAX 0136-22-4466

ホームページ <http://www.shiribeshi-kouiki.jp/>

第13号 平成27年3月号

平成27年第1回臨時議会

第1回後志広域連合議会臨時会が1月28日に倶知安町のホテル第一会館で開催されました。

議案の審議では、補正予算1件が審議され、原案どおり可決されました。

閉会後、議員全員で行われる全員協議会が開催され、第6期後志広域連合介護保険事業計画の中間報告について、事務局から説明がありました。

【審議された議案と結果】

議案第1号 平成26年度介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

原案可決

平成27年第1回定例議会

2月26日、ホテル第一会館（倶知安町）において、平成27年第1回後志広域連合議会定例会が開催されました。

冒頭、宮谷内広域連合長から国民健康保険事業の都道府県化への対応について行政報告があり、続いて、平成27年度行政執行方針が述べされました。

議案の審議では、補正予算3件、条例の一部改正5件、平成27年度各会計予算3件が審議され、いずれの案件も原案どおり可決されました。



【審議された議案と結果】

議案第1号 平成26年度一般会計補正予算（第1号）

原案可決

議案第2号 平成26年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

原案可決

議案第3号 平成26年度介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

原案可決

議案第4号 副広域連合長の給与に関する条例の一部改正

原案可決

議案第5号 後志広域連合介護保険条例の一部改正

原案可決

議案第6号 後志広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

原案可決

議案第7号 後志広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正

原案可決

議案第8号 後志広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正

原案可決

議案第9号 平成27年度一般会計予算

原案可決

議案第10号 平成27年度国民健康保険事業特別会計予算

原案可決

議案第11号 平成27年度介護保険事業特別会計予算

原案可決

国保のお知らせ

お問い合わせ
後志広域連合国民健康保険課
電話0136-55-8012

健康保険が変わったら必ず届出が必要です！

会社の健康保険と国保の間で切り替えがある場合には、ご自身による届出が必要です。自動的に切り替わることはありませんのでご注意ください。

届出に必要なもの

■国保に加入するとき

- ①会社の健康保険を脱退したことを証明するもの（資格喪失連絡票や離職票など）
- ②印鑑

■国保を脱退するとき

- ①会社の健康保険証（脱退する方全員分）
- ②国保の被保険者証
- ③印鑑

届出はお早めに！

国保に加入する方、脱退する方は、資格を得た日や資格のなくなった日（事実が発生した日）から14日以内に、お住まいの町村役場『国保担当』窓口へ届出をお願いします。

平成27年度から 介護保険制度が変わります

お問い合わせ
後志広域連合介護保険課
電話0136-55-8013

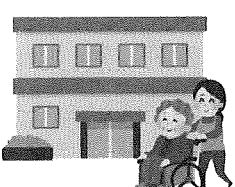
「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」の成立により、介護保険制度が平成27年4月から段階的に改正されます。

平成27年4月から、特別養護老人ホームの入所が、原則「要介護3以上の方」になります。
《現在》

要介護1～5の方が、特別養護老人ホームに入所できます。

《改正後》

要介護3～5の方に入所が限られ、要介護1・2の方は、新たに入所できません。



■平成27年3月末までに入所している方は、要介護1・2でもそのまま入所できます。

ただし、4月以降に入院などで一旦退所し、退院後に再入所する場合は新規入所扱いになります。

■要介護1・2の方でも、やむを得ない事情で在宅生活が著しく困難な場合は、特例で入所が認められる場合があります。

※「やむを得ない事情」とは、認知症などで常時見守りが必要、知的障がいや精神障がいなどがあり症状が安定しない、虐待が疑われるなどの場合で、個々の状態を踏まえて判断することになります。

平成27年度から65歳以上の方の介護保険料が変わります

65歳以上の方の介護保険料は3年ごとに見直され、今年が改定の年となります。

これまででは、広域連合の町村別に保険料を設定していましたが、平成27年4月以降の保険料は平成26年度保険料と比べ、介護を必要とする方が増え、介護に要する経費の増加が見込まれるため、すべての町村で保険料が上昇することとなります。

これまでのように町村別に保険料を設定し、財政運営を行うと、今後見込まれる団塊の世代の方たちが75歳を迎える2025年に向けて、急激な保険料の上昇が予想されます。

のことから、長期的な視点に立ち、安定した財政運営を行うため、関係町村と協議を行い、保険料を統一することとしました。

特別徴収（年金からの引き落とし）により介護保険料を納付されている方は、前年の保険料をもとに、仮に算定された保険料額を4月支給分の年金より納めていただきます。平成27年度の確定した保険料につきましては、7月24日頃送付予定の特別徴収通知書にてお知らせ致します。

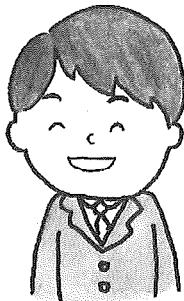
普通徴収（納付書により金融機関等で納付）の方につきましては、7月10日頃に納付通知書を発送しあ知らせ致します。



段階	対象者	保険料率	年間保険料
第1段階	●生活保護受給者 ●町村民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 ●町村民税非課税世帯で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方	基準額の50% ⇒ 45%	(※) 32,000円 ⇒ 28,800円 ※ 第1段階の方は公費による軽減が図られ、年間保険料は、28,800円となる見込みです。
第2段階	●町村民税非課税世帯で、前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円を超え120万円以下の方	基準額の75%	48,000円
第3段階	●町村民税非課税世帯で、前年の合計所得金額+課税年金収入が120万円を超える方	基準額の75%	48,000円
第4段階	●本人は町村民税非課税だが、世帯の誰かに町村民税が課税されていて、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方	基準額の90%	57,700円
第5段階	●本人は町村民税非課税だが、世帯の誰かに町村民税が課税されていて、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円を超える方	基準額の100%	64,100円
第6段階	●本人が町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額の120%	76,900円
第7段階	●本人が町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	基準額の130%	83,300円
第8段階	●本人が町村民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	基準額の150%	96,100円
第9段階	●本人が町村民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上の方	基準額の170%	108,900円

今回は、皆さんからいただいているお問い合わせのなかで多かった、「国保」の被保険者証の有効期限について、例をあげて説明します。

【その1】就職して会社の健康保険に加入します。



全国健康保険協会（協会けんぽ）などの被用者保険に加入した日は、「雇入れの初日」となります。（被扶養者も同様です）

手続きの都合、被保険者証が手元に届くまで、2~3週間程度かかりますが、その間は、国保の資格を喪失していますので、国保の被保険者証は使用できません。医療機関等を受診する際は、窓口で健康保険の切り替え中であることを申し出てください。

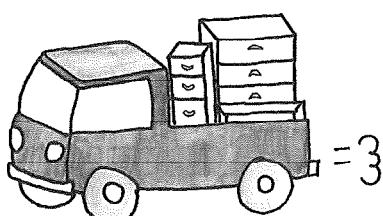
【その2】75歳の誕生日を迎えます。



後期高齢者医療制度は、75歳の誕生日より資格が発生します。国保の被保険者証の有効期限は、75歳の誕生日の前日までとなります。

65歳以上の方で、一定の障害等により後期高齢者医療制度に加入する方については、認定を受けた日からの加入となります。

【その3】引っ越しして他のまちに住むことになりました。



他市町村に転出した方の後志広域連合の国保の資格は、転出する日の前日までとなります。

転出後は、他の健康保険に加入していないければ、転入した市町村の国保に加入する必要があります。

なお、後志広域連合に加入している町村間の転出入でも、国保の被保険者証が変更となりますので、それぞれの国保担当窓口にて手続きを行ってください。

【その4】生活保護をうけることになりました。



生活保護を受給する方は、生活保護の申請があった日に遡って受給開始となりますので、国保の資格は申請日の前日までとなります。

申請期間中に医療機関等を受診する際は、窓口で生活保護の申請中であることを申し出てください。

○誤って国保の被保険者証を提示して受診した場合

他の健康保険等に加入した後、国保の被保険者証を提示して医療機関等を受診した場合、窓口で支払った自己負担額以外の金額を返還していただくことがありますのでご注意ください。

